

シラ道下ト認ムルナリ

一、時間短縮ノ件

現在当會社ヨリ營業成績優良ナル同業會社ノ大部分ハ十時間制ナルノミナラズ、最近果
會社、如キ九時間制ヲ十時間制ニ短縮シタル例モアリ、此ノ旨會社ノ之短縮スルハ尚且ナリト
認ム、故テ現行ノ通トス、尤モタイムレコーダニテ設備シ、營業時作業時間ニ十分ラズ、給ハ
ルモノトス、

二、時間外勤務ニ関スル件

同業會社ノ時間外勤務ハ他同業會社ノ実施勤務時間ヲ参酌シテ漸次緩和ノ方法ヲ講ズルモノトス、
時間外勤務四時間迄ハ一時間ニ対シ日給一歩ノ割合時間ヲ超過スル一時間ニ対シ日給一歩五
厘ノ割合以テ支給スルモノトス

三、公出勤務ニ関スル件

現行ノ通トス、一般同業會社ニ於テ出勤務ヲ爲スニ至リタル時ハ當會社ニ於テ之考慮

スベレ、成績良好ナル他ノ會社ハ全部実施ノ場合ハ実施スベレ

四、中休時間ニ関スル件

従来ノ中休ニ対スル一歩ノ増歩ハ之ヲ廢シ、タイムレコーダニテ設備シ中休時間一時間
ニ對シ五分ノ割合ヲ以テ増少ヲ支給スルコトニ故公、但シ優利甲種ハ一時間ニ對シ一時間
十分間ノ割合ヲ以テ毎月勤務總計時間ヲ以テ差引テ支給ヲ爲スモノトス

五、左記ノ出勤シタル時ノ支給ノ件

十二月三十一日、一月一日、同十五日、同十六日、元旦節及久米節祝日ノ勤務者ニ對シ日給、
五割ヲ増給シ、一月二日、同三日、同十五日、同十六日ノ勤務者ニ對シ日給一分ヲ加給ス
ルモノトス、但シ花期手當及収入新記録手當以外ノ従来ノ手當、酒肴料ハ之ヲ廢止ス

六、賞典ニ関スル件

賞典額算出法ヲ左ノ通定ム

久勤九日迄、日給額×45×
勤務日数
——賞典額
勤務日数